

- 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
第3 事業内容等 1～3 （略） 4 土地改良法第87条の4等に基づく事業 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、2に掲げる事業のうち、<u>地震若しくは豪雨に対する安全性の向上を図るために、又は老朽化したこと若しくは地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがあるために、必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。</u> 第6 事業の実施要件 1・2 （略） <u>3 土地改良法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の土地改良施設の更新を含むものであって、おおむね200ヘクタール（畑に係るものにあつては、100ヘクタール）以上の地積にわたる土地を受益地として事業を実施する場合とする。</u> 第13 その他	第3 事業内容等 1～3 （略） 4 土地改良法第87条の4等に基づく事業 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4及び第96条の2（第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。）に基づき実施する事業は、2に掲げる事業のうち地震<u>又は</u>豪雨に対する安全性の向上を図るために必要な農業用排水施設の新設、廃止又は改修を内容とするものとする。 第6 事業の実施要件 1・2 （略） （新設） 第13 その他

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災等工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42 農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。
- 3～10 (略)

要領別紙1(調査計画事業に係る運用)

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1・2 (略)
- 3 第2の1の(5)の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの
 - (1) (略)
 - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれること。

要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)

第5 対象施設

- 1 (略)
- 2 前項の規定にかかわらず、土地改良法第87条の4及び第96条の2(第96条の4において準用する第87条の4第1項、第2項及び第4項に関するものに限る。)に基づき本事業を行おうとする者は、緊急防災工事計画を定めることとし、当該計画の作成に当たっては、「土地改良事業の計画の概要及び計画の作成について(昭和42年11月6日付け42 農地C第375号農地局長通達。以下「農地局長通達」という。)」を準用するものとする。
- 3～10 (略)

要領別紙1(調査計画事業に係る運用)

第4 実施要件

調査計画事業における事業の実施要件は、次に掲げるものとする。

- 1・2 (略)
- 3 第2の1の(5)の事業にあつては、次に掲げる要件に該当するもの
 - (1) (略)
 - (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。

要領別紙6(地域防災機能増進事業に係る運用)

第5 対象施設

1 土地改良施設豪雨対策事業

地域の豪雨に対する防災機能を強化するために、既存施設を活用した整備を行うことで効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

(1) ～ (3) (略)

2・3 (略)

要領別紙 7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)

第 2 事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。)の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備(以下「整備補強等」という。)

2・3 (略)

第 4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1・2 (略)

3 工作物の撤去に伴う代替水源の整備

工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの

第 5 対象施設

1 土地改良施設豪雨対策事業

地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果が発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設

(1) ～ (3) (略)

2・3 (略)

要領別紙 7 (農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)

第 2 事業の内容

1 農業用河川工作物応急対策事業

農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。)の整備補強、撤去、又は撤去に伴う整備(以下「整備補強等」という。)

2・3 (略)

第 4 実施要件

農業用河川工作物等応急対策事業における要件は、次に掲げるとおりとする。

1・2 (略)

(新設)

第 5 対象施設

1 農業用河川工作物応急対策事業 (1)・(2) (略) (3) (1) の対策基準とは、<u>「覚書（農業用河川工作物の応急対策について）」</u>（平成6年5月31日付け6－3建設省河治発第39号）の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、<u>その</u>適用に当たっては、当該覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。 2 (略)	1 農業用河川工作物応急対策事業 (1)・(2) (略) (3) (1) の対策基準とは、<u>「農業用河川工作物の応急対策について（昭和52年7月19日付け52構改D第516号（設）構造改善局長通知）」の別添覚書</u>の別紙「河川管理施設等応急対策基準」によるものとし、<u>当該通知の</u>適用に当たっては、当該<u>通知の別添</u>覚書中「ため池等整備事業」とあるのは「農業用河川工作物応急対策事業」と読み替えるものとする。 2 (略)
---	--

附 則

この通知は、令和7年4月1日から施行する。